

青森県報

号外第百四号

平成二十九年
十二月十五日
(金曜日)

目 次

規 則

- 青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一
- 青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課)…一
- 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則……………(市町村課)…二
- 青森県県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課)…二

規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十一号の四口中「第二十八条第二項」を「第四項並びに第二十八

条第二項及び第四項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「第二十九条第八項」を「第五項並びに第二十九条第九項」に改め、同項第十一号の五中「第十条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号リ及びマ中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十八号

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則(平成十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第五条、第九条若しくは第十二条又は第十五条第一項」を「第六条若しくは第九条又は第十二条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二十一条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第三条中「第六条第二項、第十三条第二項、第十五条第三項、第十八条第三項又は第二十一条第三項」を「第十条第二項、第十二条第三項、第十五条第三項又は第十八条第三項」に改め、「条例第二条の特定設備」を削り、「第五条第一号」を「第二条第一号」に、「第十二条」を「第九条」に、「第十五条第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に、「第十八条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に、「第二十一条第二項第一号」を「第十八条第二項第一号」に改める。

第四条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「第十四条及び第十七条(条例第二十条及び第二十三条)」を「及び第十四条(条例第十七条及び第二十条)」に改める。

第五条中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「第十四条及び第十七条(条例第二十条及び第二十三条)」を「及び第十四条(条例第十七条及び第二十条)」に改め

る。

第六条第一項中「第四条第三項」を「第五条第三項」に、「第八条、第十四条及び第十七条」を「第十一条及び第十四条」に改め、「条例第二条の特定設備」を削り、「第五条第一号」を「第二条第一号」に、「第十二条」を「第九条」に、「第十五条第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に改め、同条第二項中「第十一条」を「第八条」に、「第四条第三項」を「第五条第三項」に、「第二十条及び第二十三条」を「第十七条及び第二十条」に、「第十七条」を「第十四条」に、「第十条第一号、第十八条第二項第二号及び第二十一条第二項第二号」を「第七条第一号、第十五条第二項第二号及び第十八条第二項第二号」に改める。

第一号様式の注の3中「承認企業立地計画に従って」を「承認地域経済牽引事業のために」に改め、同注の4中「農村地域工業等導入指定地区において工業以外の用に供する特定設備を新設等した場合又は」や「これらの設備」や「当該特定設備」に改める。

第四号様式の注の3中「承認企業立地計画に従って」を「承認地域経済牽引事業のために」に改め、同注の4中「農村地域工業等導入指定地区において工業以外の用に供する特定設備を新設等した場合又は」や「これらの設備」や「当該特定設備」に改める。

第五号様式の注の2中「承認企業立地計画に従って」や「承認地域経済牽引事業のために」に改め、同注の3中「農村地域工業等導入指定地区において工業以外の用に供する特定設備を新設等した場合又は」や「これらの設備」や「当該特定設備」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成十二年三月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十二條第十九号」を「第二十三條第十九号」に改める。

第三条中「第四十條第八号」を「第四十一條第八号」に改める。

第四条中「第四十四條第十二号」を「第四十五條第十二号」に改め、同条第一号中「第四十四條第一号」を「第四十五條第一号」に改め、同条第二号及び第三号中「第四十四條第八号」を「第四十五條第八号」に改め、同条第四号中「第四十四條第九号」を「第四十五條第九号」に改める。

第五条中「第四十六條第七号」を「第四十七條第七号」に改める。

第六条中「第四十九條第六号」を「第五十條第六号」に改め、同条第一号中「第四十九條第二号」を「第五十條第二号」に改め、同条第二号中「第四十九條第三号」を「第五十條第三号」に改める。

第七条中「第五十條」を「第五十一條」に改める。

第八条中「第五十二條第五号」を「第五十三條第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十條第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「及

び第十条の二第二項の規定による収入の認定及び」を「又は第三項の規定による収入の認定の通知及び条例第十条の二第二項の規定による」に改め、同条第三項中「及び第十条の二第二項の規定による収入の認定及び」を「又は第三項の規定による収入の認定の通知及び条例第十条の二第二項の規定による」に改め、同条第四項中「第十条第三項前段」を「第十条第四項前段」に改め、「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第五項中「第十条第三項後段」を「第十条第四項後段」に改め、同条第六項中「第十条第三項前段」を「第十条第四項前段」に改め、「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「第五項」を「前項」に、「第十条第三項後段」を「第十条第四項後段」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

第八号様式から第十号様式までの規定中「第10条第2項」の次に「(第3項)」を加える。

第十二号様式中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭